

# 中核市移行に関する調査報告書

令和6年6月

所沢市

# 目次

1. 本報告書の目的	1
2. 中核市制度の概要	2
(1) 中核市制度の趣旨	
(2) 中核市指定要件の変遷等	
(3) 中核市の権能等	
3. 中核市移行により移譲される事務	7
4. 組織・職員体制等の整備	9
(1) 新たに必要となる職員（職員数・職種等）	
(2) 人材の確保と育成	
(3) その他	
5. 財政への影響	15
(1) 歳入における影響	
(2) 歳出における影響	
(3) 本市における財政への影響	
6. 中核市移行による影響（効果と課題）	19
(1) 中核市移行における効果	
(2) 中核市移行における課題	
(3) 児童相談所について	
7. 中核市移行スケジュール概要案	27

# 1 本報告書の目的

本市は、平成14年4月には特例市となり、法令上の一定の権限を持つとともに埼玉県の特例条例による権限移譲においても積極的にこれを受け入れてきました。一方で、中核市への移行については、平成22年度にプロジェクトチームによる検討を行いました。当時は、財政状況などを総合的に勘案した結果、第5次総合計画にある政策の実現を最優先に取り組んでいくこととし、中核市への移行は、継続的な課題として研究していくという結論に至りました。

当時の検討から一定の期間が経過した今日の社会状況は、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、人口減少社会の進展など大きく変化しております。

そのような状況を踏まえ、本市といたしましては、市民の安心・安全に向けて、感染症対策を踏まえた保健所の在り方を検討するとともに、県南西部地域の中核を担う都市として、改めて中核市移行への再検討を行うべく、「中核市移行準備調整会議」及び「中核市移行準備プロジェクトチーム」を立ち上げました。中核市に移行すれば、権限が強化され、住民に身近なところで、きめ細やかな行政サービスの提供と、独自のまちづくりを展開しやすくなりますが、一方で、移譲される多くの事務を執行する体制の確保が不可欠です。また、中核市移行による財政への影響についても、検討する必要があります。

本報告書は、これらのことを踏まえ、移行により移譲される事務、組織・職員体制の確保、財政への影響等について調査・研究を行い、移行に当たっての課題等を報告書として整理したものです。

## 2 中核市制度の概要

### (1) 中核市制度の趣旨

全国には、1,718の市町村がありますが、指定都市以外の市は、以前はほぼ同じような権能となっていました。

そこで、指定都市以外で、人口規模や行政能力が比較的大きい都市の権能を強化し、できる限り市民の身近なところで行政サービスを提供できるようにするため、地方分権の方策として、平成7年の改正地方自治法の施行により「中核市制度」が創設されました。

### (2) 中核市指定要件の変遷等

#### ① 中核市指定要件の変遷

制度創設当初は、中核市要件として「人口」「面積」「昼夜間人口比率」の3つの要件がありましたが、順次緩和され、現在は「人口」のみが要件となっています。

平成26年5月の「地方自治法の一部を改正する法律」の成立により、平成27年4月からは特例市制度が廃止され、中核市の人口要件が従来の「人口30万以上」から「人口20万以上」に引き下げられました。

令和6年3月31日現在、本市の人口は342,671人であり、中核市の指定要件を満たしています。

#### 中核市指定要件の変遷

年	人口	面積	昼夜間人口比率 <sup>※1</sup>
平成7年 (中核市制度創設)	30万人以上	100 km <sup>2</sup> 以上	100超

平成 11 年	同上	同上	廃止
平成 14 年	同上	100 km <sup>2</sup> 以上※2	
平成 18 年	同上	廃止	
平成 27 年	20 万人以上		

※1 昼夜間人口比率：(昼間人口÷夜間人口)×100

※2 人口 50 万人未満の場合のみ

### 中核市一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在：62 市）

移行年月	市名
平成 8 年 4 月	宇都宮市、金沢市、岐阜市、姫路市、鹿児島市
平成 9 年 4 月	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市
平成 10 年 4 月	豊田市、福山市、高知市、宮崎市
平成 11 年 4 月	いわき市、長野市、豊橋市、高松市
平成 12 年 4 月	旭川市、松山市
平成 13 年 4 月	横須賀市
平成 14 年 4 月	奈良市、倉敷市
平成 15 年 4 月	川越市、船橋市、岡崎市、高槻市
平成 17 年 4 月	東大阪市、富山市
平成 17 年 10 月	函館市、下関市
平成 18 年 10 月	青森市
平成 20 年 4 月	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
平成 21 年 4 月	前橋市、大津市、尼崎市
平成 23 年 4 月	高崎市
平成 24 年 4 月	豊中市
平成 25 年 4 月	那覇市
平成 26 年 4 月	枚方市

平成 27 年 4 月	八王子市、越谷市
平成 28 年 4 月	呉市、佐世保市
平成 29 年 1 月	八戸市
平成 30 年 4 月	福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江 江市
平成 31 年 4 月	山形市、福井市、甲府市、寝屋川市
令和 2 年 4 月	水戸市、吹田市
令和 3 年 4 月	松本市、一宮市

## ② 埼玉県内自治体の状況

令和 6 年 4 月 1 日現在、埼玉県内では、川越市、越谷市、川口市の 3 市が中核市となっています。

また、現在、埼玉県内では、本市と草加市、春日部市、上尾市の 4 市が中核市の指定要件を満たしており、本市を除く各市の中核市への移行表明状況は以下のとおりです。

### 埼玉県内自治体における中核市移行表明状況等

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

市名	人口	移行表明
草加市	251,521 人	未表明
春日部市	230,380 人	未表明
上尾市	230,045 人	未表明

移行表明の基準は、各市ホームページにおける移行表明の記載の有無による。

### (3) 中核市の権能等

---

中核市の権能等については、市町村の規模、能力等に応じた事務配分を進めていくことが、基礎的な行政に責任を持つ市町村の機能を一層充実させていく上で望ましいとの観点から、以下のとおり定められています。

「中核市は、(略) 指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。  
(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項)」

## 地方公共団体が担う主な事務

		都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所の設置</li> <li>・ 市街地開発事業の認可</li> <li>・ 市内の指定区間外の国道や県道の管理</li> <li>・ 県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>指定都市</b></p> <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> <li>・ 小中学校に係る学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>・ 私立学校、市町村(指定都市を除く)立学校の設置許可</li> <li>・ 高等学校の設置、管理</li> <li>・ 警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> <li>・ 都市計画区域の指定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホームの設置許可・監督</li> <li>・ 身体障害者手帳の交付</li> <li>・ 保健所設置市が行う事務(地域住民の健康保持・増進のための事業、飲食店営業等の許可、温泉の利用許可)</li> <li>・ 屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可</li> <li>・ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>・ 市街地開発事業の区域内における建築の許可</li> <li>・ 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>中核市</b></p> <p style="text-align: center;">等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>・ 特別養護老人ホームの設置・運営</li> <li>・ 介護保険事業</li> <li>・ 国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画決定</li> <li>・ 市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>・ 上下水道の整備・管理運営</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校の設置・管理</li> <li>・ 一般廃棄物の収集や処理</li> <li>・ 消防・救急活動</li> <li>・ 住民票や戸籍の事務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※ 総務省HPより引用



### 3 中核市移行により移譲される事務

中核市移行により、移譲される事務は、大きく分けて、民生、保健衛生、環境、都市計画、文教等の5分野に区分されており、法令に規定されています。なお、県内の移行済み自治体の状況から、市に移譲が見込まれる事務の数は、次のとおりです。

#### 市に移譲が見込まれる事務

分野	主な事務	想定事務数
民生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>・ 介護保険及び障害者福祉サービス事業者の指定</li> <li>・ 身体障害者手帳の交付</li> <li>・ 民生委員の定数の決定、研修・指導</li> </ul>	395
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の健康維持、増進のための事業の実施</li> <li>・ 感染症の予防及びまん延防止対策</li> <li>・ 飲食店営業等の許可等</li> <li>・ 旅館業、興行場、公衆浴場の許可等</li> <li>・ 理・美容所、クリーニング店等の開設届出受理等</li> <li>・ 薬局等の開設許可等</li> <li>・ 診療所等の開設届の受理等</li> <li>・ 動物愛護、狂犬病予防対策</li> </ul>	1,314
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置許可</li> <li>・ 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令</li> <li>・ 浄化槽の設置等の届出の受理</li> </ul>	201
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	95
文教等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県費負担教職員の研修</li> <li>・ 重要文化財に関する現状変更等の許可</li> </ul>	19
合計		2,024

※ 想定移譲事務は、越谷市資料を参照

移譲事務数については、全体として約 2,000 件あり、そのうち、保健衛生分野の事務（保健所事務）が半数以上を占めています。なお、移譲事務数は、同規模の移行済み自治体の事例であり、詳細については、県の移譲方針を確認し、協議していく必要があります。

《所沢市が既に移譲を受けている中核市権限の事務》（主なもの）

- ・ ばい煙発生施設の設置の届出の受理
- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務
- ・ 大気汚染防止法に基づく事務
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務
- ・ 柔道整復師法に基づく事務

## 4 組織・職員体制等の整備

### (1) 新たに必要となる職員（職員数・職種等）

中核市への移行に向けた準備室を設置するなどの職員体制づくりと、移行後に移譲事務を実施するための組織体制を整えるため、相応の職員を確保（増員）することが必要になります。

新たに必要となる職員のうち、保健衛生分野と環境分野においては専門職等が必要になると見込まれます。

保健衛生分野では、保健所事務において高い専門性が求められるため、必要な専門職として、医師、薬剤師、獣医師、保健師等が必要になると見込まれます。

また、環境分野では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務等において高い専門性が求められるため、化学等に関する専門的知識を有する職員が必要になると見込まれます。

#### 【移行済み自治体事例】

【越谷市 平成 27 年度移行 人口 326,313 人】

越谷市の新たに必要となった職員数 (単位：人)

分野・職種	職員数
民生	11
保健衛生	68
環境	12
文教	4
その他（準備組織や既存組織の統廃合）	△10
合計	85 人

「越谷市中核市移行の概要」より引用

【高崎市 平成 23 年度移行 人口 364,919 人】

高崎市の新たに必要となった職員数 (単位：人)

分野・職種	職員数
民生	10
保健衛生	61
環境	9
都市計画・建築行政	1
文教	3
合計	84 人

「高崎市中核市移行の概要について」より引用

## (2) 人材の確保と育成

新たに必要となる職員の確保については、組織再編による効率化や DX の推進を進め、移譲事務量を精査の上、新たな職員の採用など、その手法について検討する必要があります。また、人材の育成については、保健衛生に関する事務（保健所事務）などの高い専門性が求められる事務において、中核市移行前には、移譲事務に関する専門的知識、実務技能の習得を行えるよう、本市職員を埼玉県に派遣することになります。さらに、中核市移行後には、埼玉県から必要な職員の派遣を受けるとし、事務が円滑に移譲されるよう、埼玉県に協力を要請し、移譲事務全般において、専門職員の確保と職員の育成を計画的に行っていく必要があります。

### (3) その他

#### ①包括外部監査制度の導入

包括外部監査は、現行の監査委員による監査とは別に、地方自治法の規定により包括外部監査人(有識者)が包括外部監査契約に基づき行う監査です。毎会計年度、包括外部監査人により特定のテーマを決めて監査を行うものです。

#### ②条例の整備

中核市移行に伴い、新たな事務を実施するに当たり、基準、手続など必要な事項を定めた条例などの整備を行う必要があります。

#### 整備が必要と見込まれる主な条例

名 称	根拠法令
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法
民生委員定数条例	民生委員法
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	生活保護法 社会福祉法
社会福祉審議会条例	社会福祉法 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	老人福祉法

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	老人福祉法
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	介護保険法
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例	
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例	
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	
指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	
福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
食品衛生法施行条例	食品衛生法
興行場法施行条例	興行場法
旅館業法施行条例	旅館業法

公衆浴場法施行条例	公衆浴場法
感染症診査協議会条例	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
保健所設置審議会条例	—
保健所条例	地域保健法
理容師法施行条例	理容師法
化製場等に関する法律施行条例	化製場等に関する法律
医療法施行条例	医療法
クリーニング業法施行条例	クリーニング業法
と畜場法施行条例	と畜場法
美容師法施行条例	美容師法
特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例	—
浄化槽保守点検業者登録条例	浄化槽法
産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土砂の堆積等の規制に関する条例	—
屋外広告物条例	屋外広告物法
動物の愛護及び管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関する法律

### ③審議会等の整備

中核市移行に伴い、新たな事務を実施するに当たり、有識者などで構成される審議会、協議会等の附属機関を設置する必要があります。

#### 設置が必要と見込まれる主な附属機関及び根拠法令

附属機関の名称	根拠法令
社会福祉審議会	社会福祉法
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
保健衛生審議会	地域保健法
特定不妊治療実施医療機関指定審査会	母子保健法
小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法
廃棄物処理施設専門委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
産業廃棄物処理施設設置等調整委員会	



## 5 財政への影響

### (1) 歳入における影響

中核市移行に伴い、前述のとおり移譲を受ける事務が新たに増加します。それらを行うための職員人件費や事務経費等の増については、基本的に地方交付税で措置されることとなります。

地方交付税は、国が自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持できるよう財源を保証するために地方に対して交付するものです。地方交付税のうち、総額の94%を占める普通交付税は、その基礎となる基準財政需要額の算定にあたって、自然的・社会的条件の違いから生じる差を補正するため、行政の態容を反映することとしております。中核市に移行し事務の移譲を受けることで、各関連算定項目の普通態様補正係数が上乘せとなり、基準財政需要額の増額が見込まれます。

令和5年度の普通交付税額をもとに、歳入への影響見込額を試算すると、その基礎となる基準財政需要額は、約12億円の増額が見込まれます。

#### 令和5年度普通交付税による試算 (単位：千円)

費目	中核市需要額 (A)	施行時特例市 需要額(B)	増加需要額 (A-B)
都市計画費	383,284	380,298	2,986
その他の土木費	507,100	503,319	3,781
その他の教育費	1,828,365	1,765,789	62,576
生活保護費	2,665,464	2,659,025	6,439
社会福祉費	8,267,053	8,034,455	232,598
保健衛生費	3,480,324	2,789,967	690,357
高齢者保健福祉費	5,567,433	5,386,391	181,042
地域振興費(人口)	2,188,099	2,185,118	2,981
(基準財政需要額の影響)			1,182,760

※実際の普通交付税額は、基準財政収入額の増減に影響します。

前述のとおり普通交付税が措置されるほか、国庫支出金（都道府県が実施する事業に交付されている国の負担金等が市に交付されるようになるもの）や手数料（新たに市が担うことになる事務の手数料）等の収入増が見込まれます。

一方で、本市で現在受けている県支出金の一部には、中核市移行に伴い、該当事務の移譲を受けることになるため交付の対象から外れるものがあります。

## （２）歳出における影響

歳出について、イニシャルコストとして「保健所整備費」と、ランニングコストとして「人件費」の２点について大きな影響があります。

### ① 保健所整備費

保健所の設置には多額のイニシャルコストが予想されます。直近で移行した市の整備手法と整備費を見てみると、自治体により差がみられます。

#### 他市の保健所整備状況

自治体	移行年度	人口(万人)	方法	延床面積(m <sup>2</sup> )	費用(億円)
一宮市	R3	37.9	新設	4,300	24.9
松本市	R3	23.5	県施設借用	616	2
水戸市	R2	26.9	新設・改修	4,471	20
山形市	H31	24.2	改修	4,736	2
福井市	H31	25.6	県施設間借	916	0.3

現時点では、人件費や物価高騰が著しく、イニシャルコストの増大が見込まれますが、市有地の利用や機能集約等を行うなど、整備手法の工夫による抑制の検討が必要です。

## ② 人件費

先に「職員数」の項で示した越谷市での例（85 人）に、一般職職員一人あたりの平均人件費（令和 5 年度再任用職員等を除く一人あたりの法定福利費を含む平均人件費：8,081 千円）を乗じると、毎年約 6 億 8 千 7 百万円の支出増が見込まれます。

## （3）本市における財政への影響

今回の検討は、金額的なボリュームのある主要な要素を整理したのみにとどまりますが、基準財政需要額の増額分を目安に、埼玉県と具体的な事務内容の協議を進め、必要な経費を精査する必要があります。

移行済み自治体への視察を行う中では、財政状況の実感や検討（財政試算等）の難しさについて、次のような意見がありました。

### 他自治体の声

- ・必要な財源は地方交付税の増額により措置され、その範囲内で賄えている（同意見多数）。
- ・移行手続きを進める中で、国や県に補助の増額や既存補助の維持について要望した。
- ・試算は仮定条件をどのように置くかによって大きく結果が異なる。
- ・移行後の実績ベースにしても、中核市に関する経費とそうでない経費とを明確に区分することは難しい（特に人件費など）。

また、移行済み自治体について、総務省でとりまとめている決算カードから、移行前後での財務状況を比較すると、中核市移行以外の要素も多分に含む内容という留保付きながら、移行後に財務状況が著しく悪化した自治体は見受けら

れず、その傾向から、自治体運営の持続性は担保されるものと考えられます。財政的には、質と規模のバランスの精査は必要ですが、移行済み自治体の傾向を見る限りでは、中核市への移行に伴う行政サービスの持続性に支障はありません。

当然のこととして、保健所の整備や人事面の手厚さなど、過度の質を追求すればそれだけ財政負担は増加します。本市においても、適切な規模の精査が必要となります。

## 6 中核市移行による影響（効果と課題）

### （1）中核市移行における効果

中核市に移行することで、様々な事務が移譲されます。これらの事務を地域の実情や既存の事務と合わせて一体的に推進することにより、これまで以上に自らの判断と責任で、地域の実情に合った、より質の高い市民サービスを提供していくことができます。

中核市への移行に伴う効果の具体的な例として、移行済み自治体への視察やアンケート結果を整理しました。

#### 身体障害者手帳の交付

移行済み自治体の意見	
効果	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・申請から交付までワンストップで対応でき、手続きに要する期間が短縮</li><li>⇒障害福祉サービス等が早く利用できる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門知識の習得に期間を要する</li></ul>

#### 養護老人ホームの設置の認可、監査

移行済み自治体の意見	
効果	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・直接の指導監査により、適正かつ透明性の高い事業運営が確保できる</li><li>・措置が必要となる市民の受入れ先が拡充される</li><li>・福祉に貢献したい事業者の活躍の場ができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例が少なく、設置認可申請の対応に苦慮することが予想される</li></ul>

## 保健所の設置

移行済み自治体の意見	
効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健行政の拡充</li> <li>・ アクセスがよくなる</li> <li>・ 県を經由せず国から直接情報を受けられるため、迅速な対応が可能</li> <li>・ 医師、薬剤師等の専門職員が増え、専門的見地を市政に反映できる</li> <li>・ 新たな情報収集のチャンネルがひらけ、政策に反映できる</li> <li>・ 苦情や相談についてきめ細やかな対応が可能になる</li> <li>・ 市独自の事業を展開できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員確保の見通しが不透明（一定数維持していく必要あり）</li> <li>・ 専門知識の習得に期間を要する</li> </ul>

## 飲食店営業等の許可

移行済み自治体の意見	
効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活衛生の向上</li> <li>・ 申請受付から許可までの期間短縮</li> <li>・ (市内事業者にとって) アクセスがよくなる</li> <li>・ 庁内関係部署との連携がしやすくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員確保の見通しが不透明</li> <li>・ 専門知識の習得に期間を要する</li> <li>・ (市外にも広域的に事業展開している事業者にとって) 手続きの申請先が複数に分かれる可能性</li> </ul>

## 産業廃棄物の処分に関する許認可

移行済み自治体の意見	
効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の指導による迅速な対応</li> <li>・良好な生活環境の保全</li> <li>・(市内事業者にとって) アクセスがよくなる</li> <li>・一般・産業廃棄物の両方について、同じ窓口で対応ができ、一元的な判断ができる</li> <li>・不法投棄の窓口も一元化され、迅速できめ細かい対応ができる</li> <li>・職員が、一般・産業廃棄物の両方に精通する</li> <li>・市という絞られたエリアを対象とすることで方針が統一しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識の習得に期間を要する</li> <li>・(市外にも広域的に事業展開している事業者にとって) 手続きの申請先が複数に分かれる可能性</li> <li>・専門職の不足により、職員配置の固定化に繋がる</li> </ul>

## 県費負担教職員の研修

移行済み自治体の意見	
効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の質の向上</li> <li>・市の教育課題に即した独自の研修を実施できる(中堅研修等)</li> <li>・初任者から市で研修を行うので、指導主事と教員の人間関係が深まり、学校だけでなく、教育委員会もフォローアップができること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の対応を行う指導主事の確保</li> <li>・他市町村との交流がなくなる</li> <li>・県の研修に参加するのに費用がかかる</li> </ul>

移譲される主な事務について、個々に効果と課題を整理すると、次のようにいくつかの共通するメリットが考えられます。

### ①市民サービスの充実

市民生活に密着した多くのサービスを、市民にとって最も身近な市が行うことによって、これまでの市民サービスと合わせ更なる質の高い市民サービス等の提供が可能となります。

→例えば：保育所、障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者等の許認可や指導監査を、より地域の実情に詳しい市が行うことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができます。

### ②行政サービスの迅速化

これまで市の窓口で申請を受け付け、県が審査、決定を行っていた事務を、市が一括して行うことにより、事務処理のスピードアップを図ることができます。

→例えば：身体障害者手帳の交付事務において、申請から交付までの処理期間が2か月程度かかっていたものが、1か月程度に短縮されている例があります。

### ③総合的な保健衛生サービスの提供

保健所業務が県から移譲されることにより、保健所と保健センターとで役割分担を工夫し、連携して取り組むことができます。市で行っている健康相談、保健指導、健康診査等の市民に身近なサービスと、保健所の専門的な機能を連携することができますので、より質の高い、総合的な保健衛生サービスの提供が可能となります。

→例えば：これまで県保健所で行っていた感染症対策や食品安全対策等の事務を市が直接行うことにより、独自の工夫等が可能になることで、市民の皆様の健康づくりや安全・安心な市民生活の確保などを総合的に推進す



ることができます。

#### ④特色あるまちづくりの推進

これまで県が行っていた事務について、地域の実情を踏まえ、市独自の行政運営をすることが可能になります。

→例えば：廃棄物処理に関する許可基準や小・中学校教職員研修を地域の課題を踏まえて独自に工夫するなど、様々な分野にわたって市の地域特性を活かした特色あるまちづくりを展開できるようになります。

#### ⑤都市としてのイメージアップ

指定都市に次ぐ位置付けとなるため、県南西部の拠点都市として知名度、存在感がより一層高まり、観光面の誘客や企業誘致等の経済活動における活性化とともに、市民の皆様の地域に対する愛着や誇りを高める効果が期待できます。

→例えば：人口減少が全国的な課題となる中、本市のイメージアップにより、交流人口の増加や定住人口の維持につながります。

#### まとめ

- 移譲される事務により、「情報の質・量・スピードの向上」「対応時間の短縮」「市独自の取組みの展開」という効果が期待されます。
- 中核市という位置づけにより、基礎自治体としての存在感が向上します。

## (2) 中核市移行における課題

中核市移行により増加する移譲事務に対応するために、組織や人事面の在り方を検討する必要があります。

### ① 組織体制の整備

移行により様々な業務が移譲されることから、既存の取扱事務との親和性等を考慮して移行前から準備を進め、移行後は実情に合わせて最適な組織形態にシフトしていくことが必要となります。特に保健所に関する業務については、現在、市で実施している保健、環境衛生等の業務との連携や手続きの合理性等について、十分に配慮したうえで組織体制を検討することが求められます。

なお、移行前の準備手続きにおいては、多くの移行済み自治体で「中核市準備室」「保健所準備室」等の専門に移行事務を取り扱う部門を設置しています。

### ② 人材の確保

組織の改編とあわせ、新たな移譲事務に対応する職員の確保が求められます。特に、保健所の運営を行うためには、様々な専門職の雇用が前提となります。

◎地域保健法施行令（抄）

（昭和二十三年政令第七十七号）

（職員）

第五条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。

移行済み自治体に対する視察やアンケート調査では、専門職の人材確保について課題があるとしつつも、次のような方策をとることにより、運営に支障をもたらすような人材不足に繋がることはないとする見解がありました。しかし、視察やアンケート調査の実施後、期間が経過しており、昨今は、官民を問わず慢性的な人材不足の傾向が続いているため、一般職も含め採用の困難さがあると想定されます。

#### 専門職人材の確保の方策（例）

- ・ 移行前（準備段階）からの職員募集
- ・ 移行後数年は、都道府県との人事交流（職員派遣）を実施
- ・ 関係省庁や大学その他関係機関との連携による専門職人材の紹介
- ・ 受験資格の年齢要件の引き上げ

### ③事務スペースの確保

保健所の建設のほか、行政規模が拡大することによる事務スペース等の確保も必要となります。

#### まとめ

- 事務の移譲に対応するため、組織体制の改編と職員の補充が必要です。
- 専門職人材の採用は、都道府県との人事交流や関係機関との連携を行うことが有効です。

### (3) 児童相談所について

中核市が行う事務のうち、児童相談所の設置・運営については、令和6年3月現在、希望する市に移譲する「手挙げ方式」が採られており、中核市では、横須賀市、金沢市、明石市が設置しております。

運営人員ですが、児童相談所運営指針では、「教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とする職員」を置くことが標準とされております。このうち、配置人数について基準をもつ職種について、本市の人口に当てはめて算出すると次のとおりです。

#### 児童相談所における必要専門職

職種	配置基準 (児童福祉法施行令、運営指針)	最少配置人数 (本市 34 万人)
児童福祉司	人口 4 万人に 1 人以上	9 人
スーパーバイザー	児童福祉司 5 人につき 1 人	2 人
児童心理司	児童福祉司 2 人につき 1 人以上	5 人
医師又は保健師	1 人以上	1 人
		計 17 人

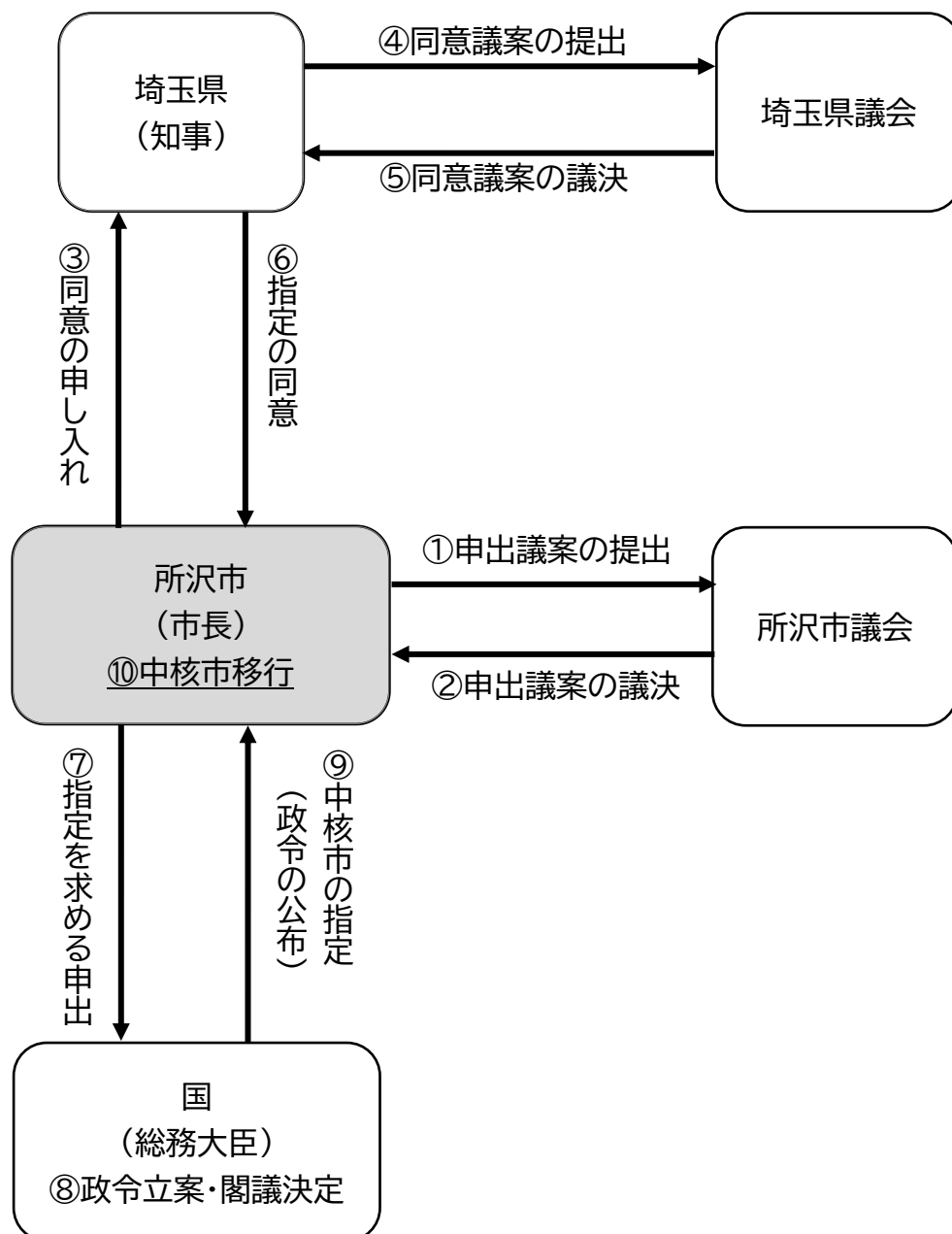
児童相談所の設置・運営は、児童福祉行政の充実という点から言えば、情報の充実やワンストップでのきめ細かい対応に繋がるものと考えられます。

一方で、県の児童相談所と児童虐待などにおいて、綿密な連携を図り対応しているため、引き続きその連携体制を維持・強化していくべきと考えます。

## 7 中核市移行スケジュール概要案

他市事例では、移行まで、概ね3年から5年ですが、当市の場合は保健所を新たに整備することや、建設業の働き方改革といった社会情勢の変化により、最短でも6年の年月が必要となる見込みです。

中核市指定のフロー図



スケジュール案（移行年度をN年度とした場合）

N-6	<p>中核市準備担当配置                  中核市移行基本方針策定                  県知事への協力要請</p>
N-5	<p>中核市推進室、保健所準備室設置                  縣市担当者連絡会議設置                  保健所設置審議会設置、保健所設置基本計画策定</p>
N-4	<p>保健所基本・実施設計・建設(1年目)</p>
N-3	<p>保健所基本・実施設計・建設(2年目)</p>
N-2	<p>県職員派遣（保健所準備室）・市職員派遣（保健所、環境、福祉）                  総務省ヒアリング                  市議会の議決                  保健所基本・実施設計・建設(3年目)</p>
N-1	<p>県職員派遣（保健所準備室）・市職員派遣（保健所、環境、福祉）                  県議会の議決、県の同意                  中核市指定の申出                  国の政令による指定                  県・市関係条例等の改正                  事務引継ぎ                  保健所基本・実施設計・建設(4年目)</p>
N年度	<p>中核市移行                  保健所開設</p>

所沢市 経営企画部 経営企画課 中核市準備グループ

所沢市並木一丁目 1 番地の 1

TEL:04-2998-9463

E-Mail:[a9027@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9027@city.tokorozawa.lg.jp)